

## 別紙 1-2

### 新法人移行後における 情報通信学会の定款（素案）骨子

#### I 定款作成に当たっての基本方針

- ① 旧制度下で財団法人であった当学会が移行しうる法人は「公益財団法人」又は「一般財団法人」のいずれかであるが、当学会としては諸条件を総合的に勘案し、「公益財団法人」への移行を選択し、これを前提として定款を作成する。

別紙「新制度下における法人形態の選択について」（平成 21 年 12 月 22 日  
評議員会諮問、理事会議決）

- ② 公益財団法人に共通する定款記載事項については、可能な限り、内閣府公益認定等委員会の作成したモデル定款に準拠する他、既に移行認定を受けた他の公益財団法人の定款を参考とする。
- ③ 各法人の個性に属する定款記載事項については、原則として、当学会の現行寄付行為を変更せずに引き継ぐこととする。ただし、その記述が学会運営の実態に合っていない場合は、必要最小限の修正を加える。

#### II 定款（素案）の骨子

資料 1 「新法人定款（素案）対照表」；資料 2 「機関の現改図」

- 1 名称：第 1 条 [資料 1-p. 3]  
公益財団法人 情報通信学会  
英語表記 The Japan Society of Information and Communication Research
- 2 事務所：第 2 条 [資料 1-p. 3]  
主たる事務所の所在地を最小行政区画で記載するとともに、従たる事務所について、理事会決議により設置可能とする。
- 3 目的：第 3 条 [資料 1-p. 3]  
情報及びコミュニケーションに関する総合的、学際的な研究、調査及びその研究者相互の協力を促進し、もってコミュニケーションの発展に貢献することを目的とする。
- 4 事業：第 4 条 [資料 1-pp. 3-4]  
次の事業を国内・国外で行う。  
①情報及びコミュニケーションに関する総合的、学際的な研究、調査

- ②研究会、研究集会、講演会等の開催
- ③機関誌その他の図書の刊行
- ④情報及びコミュニケーションに関する研究の顕彰
- ⑤国内及び国外の学会との連絡及び協力
- ⑥その他学会の目的達成に必要な事業

5 資産及び会計：第 5～12 条 [資料 1-pp. 4-8]

- ・基本財産は善良な管理者の注意による管理を要する。
- ・次の事項については、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けることを要する。
  - ①基本財産の処分・除外、 ②長期借入金、 ③重要な財産の処分・譲受け、
  - ④新たな義務負担・権利放棄、 ⑤事業計画・収支予算
- ・事業報告・決算は、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を要する。  
さらに、事業報告は定時評議員会への報告、決算は同評議員会の承認を要する。
- ・事業年度は、4月1日～翌年3月31日

6 評議員：第 13～17 条 [資料 1-pp. 8-11、資料 2]

- ・評議員数 10 名以上 20 名以内
- ・選任・解任は、中立的な機関である評議員選定委員会を設け、同委員会において行う。  
その際、同委員会は会員の意見を参考とすることができる。会員の意見の聴取手続は、理事会が評議員会の承認を受けて定める。
- ・理事会は同委員会に対し、評議員候補者を推薦することができる。
- ・任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。
- ・無報酬とする。費用の弁償を受けることはでき、その額等は評議員会が定める。

7 評議員会：第 18～26 条 [資料 1-pp. 11-13、資料 2]

- ・評議員会の議長は、開催の都度、互選により選出する。
- ・評議員会は次の事項について決議する。
  - ①理事・監事の選任・解任、 ②理事・監事の報酬等の額、
  - ③評議員の報酬等の支給基準、 ④決算の承認、 ⑤定款の変更、 ⑥残余財産の処分、
  - ⑦基本財産の処分・除外の承認、 ⑧長期借入金及び重要な財産の処分・譲受け、
  - ⑨その他法令又はこの定款で定められた事項
- ・定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催。
- ・決議は、過半数が出席し、その過半数による。ただし、上記①中「監事の解任」、上記③ ⑤ ⑦ ⑧、及び上記⑨中「その他法令で定められた事項」の決議は、全体の 2/3 以上の多数決による。  
(注) すべて本人出席を要する。

- ・一定の条件の下、決議・報告の省略を可能とする。
- ・議長及び出席した会長は議事録に記名押印する。

8 役員：第 27～33 条 [資料 1-pp. 13-16、資料 2]

- ・役員数 理事 10 名以上 20 名以内、監事 2 名以内。
- ・選任・解任は評議員会において行う。その際、評議員会は会員の意見を参考とすることができる。会員の意見の聴取手続は、理事会が評議員会の承認を受けて定める。
- ・理事会決議により、会長 1 名、副会長 3 名以内、常務理事 4 名以内を理事から選任。会長を法人法上の代表理事、副会長・常務理事を業務執行理事とする。

(注) 法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律。公益社団・財団法人にも適用される。

- ・会長、副会長及び常務理事は、毎年度、4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告する義務を負う。
- ・監事は、いつでも、理事・使用人に対して事業の報告を求め、学会の業務・財産の状況を調査することができる。
- ・理事、監事の任期は、それぞれ選任後 2 年以内、4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。
- ・役員は無報酬とする。費用の弁償を受けることはでき、その額等は評議員会が定める。
- ・役員が学会に与えた損害について、一定の条件の下、理事会の決議により責任を免除することができる。

9 理事会：第 34～41 条 [資料 1-pp. 16-18、資料 2]

- ・理事会は次に掲げる職務を行う。
  - ①学会の業務執行の決定、
  - ②理事の職務の執行の監督、
  - ③会長・副会長・常務理事の選定・解職
- ・決議は、過半数が出席し、その過半数による。 (注) 本人出席を要する。
- ・一定の条件の下、決議・報告の省略を可能とする。
- ・出席した会長及び監事は議事録に記名押印する。

10 委員会：第 42 条 [資料 1-p. 18]

- ・理事会の下に、研究企画委員会等の委員会を置くことができることとし、委員会の任務等に関して必要な事項は理事会が定める。
- ・委員会の委員は、理事会において選任・解任し、無報酬とする。費用の弁償を受けることはでき、その額等は評議員会が定める。

- 11 会員：第 43～49 条 [資料 1-pp. 19-20]
- ・会員の種別、入会・退会、年会費、資格の喪失等について基本的な事項を定める。
  - ・その他会員に関して必要な事項は、理事会が評議員会の承認を受けて定める。
- 12 事務局：第 50 条 [資料 1-pp. 20-21]
- ・事務局及び必要な職員を置く。事務局に関して必要な事項は理事会が定め、職員は理事会が任免する。
  - ・職員に対して、評議員会の定める支給基準等に従って報酬等を支給する。
- 13 定款の変更及び解散：第 51～54 条 [資料 1-pp. 21-22]
- ・この定款は、全条項とも、評議員会の決議によって変更することができる。
  - ・解散、公益認定の取り消し等による財産の帰属については、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与するものとする。
- 14 雑則：第 55～56 条 [資料 1-pp. 22-23]
- ・公告は電子広告により行う。事故等により電子広告が実施不能の場合は官報による。
  - ・定款に定めるもののほか、学会の運営に必要な事項は、法令及びこの定款に違反しない限りにおいて、理事会の決議で定める。
- 15 附則・別表 [資料 1-pp. 23-25]
- ・定款の施行日は新法人の設立登記の日とし、その年度については、その日を事業年度の開始日とする。
  - ・学会の最初の会長（代表理事）及び評議員の氏名を掲げる。
  - ・必要に応じ、別表として基本財産の内容を掲げる。

### III 備考

現行寄付行為には総会に関する規定が置かれているが、新公益法人制度下の財団法人では最高意思決定機関である評議員会の権能を侵すような機関を設けることができないため、新法人では機関としての総会を設けず、定款に総会に関する規定を置かない。

なお、別紙 2 において、制度環境の変化を踏まえつつ、引き続き、学会運営へ会員の意思を出来るかぎり反映させるため、運用上、理事会が評議員会の承認を受けて定める規程により会員投票制度等を導入することを別途、「新法人への移行に伴う総会制度及び選挙制度の見直しについて（素案）」において提案している。

別紙

:「新制度下における法人形態の選択について（平成 21 年 12 月 22 日理事会議決）」を酒井さんの方で貼り付けて下さい。